

## 農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年10月18日(火)午後1時00分 開会
2. 開催場所 北川村役場 2階会議室
3. 出席委員 11名(欠席者2名)
  - 1番 井津信廣(会長)
  - 2番 前田節雄
  - 4番 園田圭子
  - 5番 高橋庸夫
  - 6番 山嶋丈
  - 7番 瀧渦章
  - 8番 瀧渦末広
  - 9番 瀧渦豊一(職務代理)
  - 11番 大井庸伸
  - 12番 林田慎一郎
  - 13番 欠番
  - 14番 岡本高彦
4. 欠席委員 3番 池田鈺平・10番 瀧渦恵
5. 事務局 島田丈寛(記)
6. 議事録署名人 12番 林田慎一郎 ・ 14番 岡本高彦
7. 議事日程
  - 第1 開会
  - 第2 議事録署名人の選出
  - 第3 報告事項  
土地改良事業参加申出について
  - 第4 議事  
議案第1号 農地法第3条に関する件について  
議案第2号 農地移動適正化斡旋事業に係る斡旋委員の指名について  
議案第3号 北川(北川村)農業振興地域整備計画の見直しについて
  - 第5 その他  
安芸郡市農業委員会協議会視察研修について  
次回開催日について
  - 第6 閉会

## 8. 議事録

会 長 それでは、定刻となりましたので只今より平成 28 年度 10 月農業委員会定例会を開会します。本日の出席委員は 13 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しています。それでは、本日の議事録署名人を決めたいと思いますが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

全 員 【異議なし】

会 長 それでは、林田慎一郎委員と岡本高彦委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の島田を指名します。それでは、議事に入ります。

会 長 それでは議事に入る前に事務局より報告事項があります。「土地改良事業参加申出について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項の 1 件目「土地改良事業参加申出」について報告します。北川土地改良区が土地改良事業の計画変更を行うため土地改良法に基づき計画変更について公告を行いました。同法において、土地改良事業に参加しようとするものは北川村農業委員会に申し出ることとされており、平成 28 年 10 月 5 日の公告後から平成 28 年 10 月 12 日までの参加申出期限までに北川村農業委員会への参加申出はありませんでしたので、参加申出がなかったことを別添のとおり北川土地改良区に証明を行っておりますので報告します。以上が報告事項です。

会 長 質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」事務局より説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」説明します。申請は 1 件です。譲渡人氏名「XXXXXXXXXX」、譲渡人住所「XXXXXXXXXX」、譲受人氏名「XXXXXXXXXX」、譲受人住所「XXXXXXXXXX」、事由「XXXXXXXXXX」、土地の所在及び地目並びに面積は「XXXXXXXXXX」「XXXXXXXXXX」の合計 18 筆、合計面積が 6,343 m<sup>2</sup>です。現地確認は林田委員にお願いしました。なお、全部営農要件や下限面積 40a は満たしております。

林田委員 現地は写真のとおり柚子が植えられています。譲渡人と譲受人は親子であり、現在の営農も譲渡人が営農しています。許可に関しては問題無いと思われま。

会 長 質疑等あれば。  
【全員 なし】

会 長 それでは議案第1号「農地法第3条に係る件について」採決をとります。「[ ]」から「[ ]」へ18筆、申請どおり許可することに異議ありませんか。  
【全員 異議なし】

会 長 それでは申請どおり許可することとします。続いて議案第2号「農地移動適正化斡旋事業に係る斡旋委員の指名について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地移動適正化斡旋事業に係る斡旋委員の指名について」説明します。申出人氏名「[ ]」、申出人住所「[ ]」  
[ ]、斡旋事項「売渡」、土地所在「[ ]」  
[ ]の2筆、地目「[ ]」、面積「[ ]」  
で面積計「890 m<sup>2</sup>」、申込事由「営農困難」、希望売渡価格「農業委員会に一任」の申込みがありました。土地は、先般8月に同様の売渡の斡旋願いがあつた農地の隣接地であるため、事務局（案）は、井津会長と前田委員にお願いできればと思います。

会 長 写真を見る限り、ハウス等の型が残っている。売渡するにあたっては、事前に撤去してもらうか、売買価格に撤去費用を加味する必要がある。なお、事務局は申出人と協議をしておくこと。

会 長 質疑等あれば。  
【全員 なし】

会 長 それでは、議案第2号「農地移動適正化斡旋事業に係る斡旋委員の指名について」採決を取ります。事務局（案）のとおり自分と前田委員が斡旋委員となることに異議ありませんか。  
【全員 異議なし】

会 長 それでは、斡旋を行うようにします。続いて議案第3号「北川（北川村）農業振興地域整備計画の見直し」について、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号「北川（北川村）農業振興地域整備計画の見直し」について説明します。見直し理由は「高知県農業振興地域整備計画基本方針の変更によるもの」であり変更内容は「①確保すべき農用地面積の見直し」、「②農用地区域への除外及び編入」、「③計画書における説明文書及び基礎データ等の更新」となっております。計画の説明文書等については、添付の新旧対照表をご覧ください。除外案件については、「[ ]」

」については宅地分譲地の造成を予定しています。「」については移住者用住宅の整備を予定しています。「」については、隣接宅地に災害時や帰宅困難者を右傾折れる施設の整備を予定しており、それに併せて駐車場の必要となってくるため、駐車場の整備を予定しています。詳細は添付の図面を確認ください。

編入案件については、先般転用申請のあった墓地の、農用地除外地と転用面積の差を編入するものです。こちらも図面をご確認ください。

会 長 質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長 それでは議案第3号「北川（北川村）農業振興地域整備計画の見直しについて」採決を取ります。見直しについては適当と認め回答することに異議ありませんか。

会 長 【全員 異議なし】

会 長 それでは議案第3号については適当と回答します。

議案は以上です。続いて、その他事項について事務局より説明を求めます。

事務局 その他事項について説明します。「安芸郡市農業委員会協議会の視察研修について」ですが、11月15日に四万十町の次世代施設園芸ハウス等を視察に行きます。柚子の収穫でお忙しいとは思いますが、ご参加の程、お願いします。以上です。

会 長 他に何かあれば。

【全員 なし】

会 長 それでは、次回の開催日は柚子の収穫もあることから11月は総会を見送り12月の早い目にできればと思います。

以上で10月の定例会を終了します。お疲れ様でした。

平成28年10月18日

議事録署名人

議事録署名人